

子供の成長のために

1. 手当・年金について

- 児童手当……………4
- 児童育成手当……………4
- 児童育成手当（障害手当）……………5
- 児童扶養手当……………6
- 特別児童扶養手当……………7
- 障害児福祉手当……………8
- 遺族基礎年金……………8

2. 助成について

- ひとり親家庭の医療費助成……………10
- 乳幼児の医療費助成（マル乳）……………11
- 義務教育就学児の医療費助成（マル子）……………11
- 高校生等の医療費助成（マル青）……………12
- 入院助産制度……………12
- 自立支援医療（育成医療）……………13
- 自立支援医療（精神通院）……………13
- 小児精神障害者入院医療費助成制度……………13
- 小児慢性疾患医療費助成……………14

3. 保育について

- 保育園……………15
- 認定こども園……………15
- 家庭的保育……………15
- 一時預かり・定期利用保育・休日保育・
病児・病後児保育・年末保育……………15
- 未就園児の定期的な預かり事業……………16
- 認証保育所……………16
- 乳幼児ショートステイ……………16

4. 子育て相談・子育て支援

- こども家庭センター事業……………18
- 地域子育て支援センター事業……………19
- 地域の子育て支援事業……………19
- 学童クラブ……………19
- ファミリー・サポート・センター事業……………20

5. 派遣について

- ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業……………22

6. 貸付制度

- 母子および父子福祉資金の貸付……………23
- 女性福祉資金の貸付……………23
- 受験生チャレンジ支援貸付事業……………23

7. ひとり親家庭就業支援

- 母子・父子自立支援プログラム策定事業……………25
- 母子家庭および父子家庭高等職業訓練促進
給付金……………25
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付……………26
- 母子家庭および父子家庭自立支援教育訓練
給付金……………27
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合
格支援事業……………27

8. その他

- 母子生活支援施設……………29
- 都営交通の無料乗車券……………29
- JR通勤定期乗車券の割引……………29
- 廃棄物処理手数料の減免……………30

●●児童手当―国

18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方が対象です。

■内 容

0～3歳未満児童 1人につき 月額 15,000円

3歳～高校生年代（第1子・2子）児童1人につき 月額 10,000円

0歳～高校生年代（第3子以降）児童1人につき 月額 30,000円

※高校生年代とは、18歳到達後の最初の3月31日までの監護している児童を言います。

※第3子以降とは、22歳到達後の最初の3月31日までの監護している児童から数えて第3子以降の児童を言います。

■支払方法

請求のあった翌月分から4月、6月、8月、10月、12月、2月に指定された口座に振り込みます。

■手続きに必要なもの

①医療保険の資格情報が確認できるもの（請求者） ※3歳未満を養育している請求者（※1）

②振込先口座（請求者名義）が分かるもの

③マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）

④申請者の本人確認書類

※公務員は、勤務先での請求となります。

※1：令和4年6月より運用開始

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235～237

●●児童育成手当―都

18歳に達した日の属する年度の末日以前で次のいずれかの状態にある児童を扶養している方が対象です。

(1) 父または母が死亡した児童

(2) 父または母が生死不明である児童

(3) 父または母に1年以上遺棄されている児童

(4) 婚姻によらないで生まれた児童

(5) 父母が離婚した児童

(6) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童

(7) 父または母が重度の障害（身体障害者手帳1・2級程度）を有する児童

(8) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

■内 容

児童 1 人につき月額 13,500 円

■支払方法

請求のあった月の翌月分から 6 月、10 月、2 月に指定された口座に振り込みます。

■条 件

前年分の所得が一定の限度額以上のときは、受けられません。

■手続きに必要なもの

- ①請求者および児童の戸籍謄本
- ②父母の障害者手帳 ※（7）に該当する方のみ
- ③振込先口座（請求者名義）が分かるもの
- ④マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
- ⑤申請者の本人確認書類

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235~237

●●児童育成手当（障害手当）一都

次のいずれかに該当している 20 歳未満の児童を扶養している方が対象です。

- (1) 身体障害者手帳 1・2 級程度
 - (2) 愛の手帳 1~3 度程度
 - (3) 脳性マヒ、進行性筋萎縮症
- ※精神障害は対象外です。

■内 容

該当児童 1 人につき月額 15,500 円

■支払方法

請求のあった月の翌月分から 6 月、10 月、2 月に指定された口座に振り込みます。

■条 件

前年分の所得が一定の限度額以上のときは、受けられません。

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳または愛の手帳
- ②振込先口座（請求者名義）が分かるもの
- ③マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
- ④申請者の本人確認書類

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235~237

●●児童育成手当（障害手当）一市

次のいずれかに該当している20歳未満の児童を扶養している方が対象です。

- (1) 身体障害者手帳3・4級程度
 - (2) 愛の手帳4度程度
- ※精神障害は対象外です。

■内 容

児童1人につき月額12,500円

■支払方法

請求のあった月の翌月分から6月、10月、2月に指定された口座に振り込みます。

■条 件

都制度の障害手当を受けている方は、受けられません。また、前年分の所得が一定の限度額以上のときも、受けられません。

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳または愛の手帳
- ②振込先口座（請求者名義）が分かるもの
- ③マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
- ④申請者の本人確認書類

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235~237

●●児童扶養手当一国

母子家庭または父子家庭およびそれに準ずる世帯で、次のいずれかに該当する18歳に達した日の属する年度の末日以前（身障手帳1~3級、愛の手帳1、2度程度の障害児は20歳未満）の児童を扶養している方が対象です。

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が重度の障害（身体障害者手帳1・2級程度）を有する児童
- (4) 父または母が生死不明である児童
- (5) 父または母に1年以上遺棄されている児童
- (6) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (7) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- (8) 婚姻によらないで生まれた児童

■内 容

受給者等の所得に応じて月額11,010円~46,690円を支給します。なお、手当額は児童が2人以上いる場合には2人目以降の児童1人につき月額5,520円~11,030円が加算されま

す。

※物価変動率に応じて、手当額が改定されます。

■支払方法

請求のあった月の翌月分から1月、3月、5月、7月、9月、11月に指定された口座に振り込みます。

■条件（以下の場合には受けられません）

- ①児童が里親に委託されているとき
- ②児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ③児童が父および母と生計を同じくしているとき（父母障害による受給を除く。）
- ④児童が父または母の配偶者（事実婚含）に養育されているとき
- ⑤児童または受給資格者が日本国内に住所がないとき
- ⑥前年の所得が一定の限度額以上のとき

■手続きに必要なもの

- ①請求者および児童の戸籍謄本
- ②振込先口座（請求者名義）が分かるもの
- ③父または母の障害者手帳 ※（3）に該当する方のみ
- ④マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
- ⑤申請者の本人確認書類

※支給要件によって他の書類が必要になる場合があります。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235~237

●●特別児童扶養手当一〇

次のいずれかに該当している20歳未満の児童を監護している父母または養育者が対象です。

- (1) 身体障害者手帳1~3級程度 その他の内部障害
- (2) 愛の手帳1~3度程度
- (3) その他の障害（精神障害を含む）

■内容

障害の程度により等級が異なります。

1級 児童1人につき月額56,800円

2級 児童1人につき月額37,830円

※物価変動率に応じて、手当額が改定されます。

■支払方法

請求のあった月の翌月分から4月、8月、11月に指定された口座に振り込みます。

■条件（以下の場合には受けられません）

- ①施設に入所しているとき
- ②父母・養育者が日本国内に住所がないとき
- ③障害を支給理由とする公的年金を受けられるとき

④前年の所得が一定の限度額以上のとき

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳、愛の手帳または診断書（障害の程度により異なる）
- ②振込先口座（請求者名義）が分かるもの
- ③マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
- ④申請者の本人確認書類

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235~237

●●障害児福祉手当—国・市

20歳未満で重度の障害があるため、日常生活に常時介護を必要とする状態（おおむね身体障害者手帳1・2級程度および愛の手帳1・2度程度の方。もしくはそれと同等の疾病・精神障害）の方が対象です。

■支払方法

申請のあった月の翌月分から5月、8月、11月、2月に指定された口座に振り込みます。

■条 件（以下の場合には受けられません）

- ①扶養義務者（配偶者）および本人の前年の所得が一定の限度額以上のとき
- ②施設に入所しているとき
- ③障害を支給理由とする公的年金を受けられるとき

■手続きに必要なもの

- ①戸籍謄（抄）本（羽村市に本籍のある方は不要）
- ②前年所得（1月から6月までの申請のときは前々年所得）証明書
- ③金融機関の口座番号（本人名義）
- ④診断書
- ⑤マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174

●●遺族基礎年金—国

国民年金に加入中または、老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡したとき、死亡した人によって生計を維持されていた次のいずれかに該当する方が対象です。

- (1) 死亡した人によって生計を維持されていた子のある配偶者
- (2) 死亡した人によって生計を維持されていた子

※子は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（一定の障害の状態にある場合は、20歳未満の子）に限ります。

■内 容（年金額 令和7年4月1日現在）

- (1) 子のある配偶者が受けとるとき、基本額 831,700 円+子の加算額
(昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方は、基本額 829,300 円)
※子の加算額は、2 人目までは 1 人につき 239,300 円、3 人目以降は 79,800 円
- (2) 子が受けるとき、基本額 831,700 円+2 人目以降の加算額
※2 人目の子は、239,300 円、3 人目以降は 79,800 円
※受給額は、加算額を加えたうえ年金を受ける子の数で割った額となります。

■支払方法

死亡月の翌月分から偶数月に指定された口座に振り込みます。

■条 件

死亡した人が一定の保険料納付要件を満たしていること。

■手続きに必要なもの

- ①死亡した人の年金手帳または基礎年金番号通知書
- ②戸籍謄本
- ③住民票（世帯全員）またはマイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
- ④死亡した人の住民票除票
- ⑤死亡診断書
- ⑥請求者の所得の証明書
- ⑦請求者の預金通帳（写しでも可）

◆受付の窓口◆ 市民課高齢医療・年金係 電話 042-555-1111 内線 137・138・140

2 助成について

●●ひとり親家庭の医療費助成—都

18歳に達した日の属する年度の末日以前（障害がある場合は20歳未満）までの次のいずれかに該当する児童を養育しているひとり親家庭およびひとり親家庭に準ずる家庭に対して、保険診療の自己負担分（ただし、課税状況に応じて一部負担金あり）を助成する制度です。

- (1) 父または母が死亡した児童
- (2) 父または母の生死が明らかでない児童
- (3) 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (4) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (5) 父または母が身体障害者手帳1・2級および3級の一部に相当する程度の障害の状態にある児童
- (6) 父母が離婚した児童
- (7) 婚姻によらないで生まれた児童
- (8) (7)に該当するかどうか明らかでない児童
- (9) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

次のいずれかに該当するときは、申請の対象となりません。

- (1) 所得が、限度額以上の方
- (2) 生活保護法による保護を受けているとき
- (3) 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- (4) 児童福祉法に規定する里親に委託されているとき
- (5) 心身障害者の申請者および児童が健康保険に加入していないとき

■手続きに必要なもの

- ①医療保険の資格情報が確認できるもの（申請者および児童のもの）
- ②戸籍謄本（申請者・児童が記載されているもの）
- ③児童扶養手当証書（証書の提示があれば、②の書類は省略できます。）
- ④申請者の本人確認書類

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235~237

●●乳幼児の医療費助成（マル乳） 一都・市

羽村市内に住所を有する0歳から6歳到達後最初の3月31日までの間にある乳幼児が対象です。

■内 容

健康保険が適用される医療費の自己負担分を助成します。

■条 件（以下の場合には受けられません）

- ①生活保護法による保護を受けている乳幼児
- ②児童福祉施設等に「措置」により入所している児童
- ③児童福祉法に規定する里親に委託されている乳幼児

■手続きに必要なもの

- ①対象乳幼児の医療保険の資格情報が確認できるもの
- ②マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
- ③申請者の本人確認書類

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235～237

●●義務教育就学児の医療費助成（マル子） 一都・市

羽村市内に住所を有する義務教育就学児（小学校1年生～中学校3年生）が対象です。

■内 容

健康保険が適用される医療費の自己負担分の一部を助成します。

【通院】通院（施術を含む）1回につき200円（上限額）

※調剤および訪問看護については、自己負担はありません。

【入院】自己負担はありません。

※入院時食事療養標準負担額については助成の対象になりません。

■条 件（以下の場合には受けられません）

- ①生活保護法による保護を受けている児童
- ②児童福祉施設等に「措置」により入所している児童
- ③児童福祉法に規定する里親に委託されている児童

■手続きに必要なもの

- ①対象児童の医療保険の資格情報が確認できるもの
- ②マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
- ③申請者の本人確認書類

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235～237

●●高校生等の医療費助成（マル青） 一都

羽村市内に住所を有する高校生等（15歳到達後の最初の4月1日から18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童）が対象です。（高校に在学していない児童も含まれます。）

■内 容

健康保険が適用される医療費の自己負担分の一部を助成します。

【通院】通院（施術を含む）1回につき200円（上限額）

※調剤および訪問看護については、自己負担はありません。

【入院】自己負担はありません。

※入院時食事療養標準負担額については助成の対象になりません。

■条 件（以下の場合は受けられません）

- ①保護者等の所得が、限度額以上の方
- ②生活保護法による保護を受けている児童
- ③児童福祉施設等に「措置」により入所している児童
- ④児童福祉法に規定する里親に委託されている児童

■手続きに必要なもの

- ①対象児童の医療保険の資格情報が確認できるもの
- ②マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
- ③申請者の本人確認書類

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235~237

●●入院助産制度 一都・都・市

生活保護を受給している方や健康保険が使えないなど、経済的な事情で入院して出産することができない妊産婦の方に、出産費用の一部を助成する制度です。

※利用できる助産施設は指定されています。

■内 容

分べんの介助、前後の処置および看護費用の助成

■条 件

詳しくは、お問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 239

●●自立支援医療（育成医療）

18歳未満で、肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語、そしゃく機能の障害および心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・その他の先天性内臓障害、免疫機能障害のための手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される児童が対象となります。

■内 容

身体に障害のある児童に対し、指定育成医療機関において、早い時期に治療を受け将来生活していくために必要な能力を持たせるための医療を給付します。

■条 件

所得に応じて、自己負担金があります。

一定の所得以上の方は対象とならない場合があります。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235~237

●●自立支援医療（精神通院） 一 国・都

精神障害および該当精神障害に起因して生じた疾病について通院医療費の一部を助成します。原則として1割負担となります。

■条 件

一定の所得以上の方は対象とならない場合があります。

■手続きに必要なもの

加入している健康保険によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174

●●小児精神障害者入院医療費助成制度 一 都

都内に住所があり、精神障害のために精神病室での入院治療が必要な満18歳未満の方（継続の場合は20歳まで）の入院医療費を助成します。（食事療養費の標準負担額は自己負担となります。）

■手続きに必要なもの

- ①診断書
- ②住民票
- ③健康保険情報（資格確認書等）

●●小児慢性疾患医療費助成—都

18歳未満の児童（継続の場合は20歳まで）で、次の疾病にかかっている方が対象です。

- (1) 悪性新生物
- (2) 慢性腎疾患
- (3) 慢性呼吸器疾患
- (4) 慢性心疾患
- (5) 内分泌疾患
- (6) 膠原病
- (7) 糖尿病
- (8) 先天性代謝異常
- (9) 血液疾患
- (10) 免疫疾患
- (11) 神経・筋疾患
- (12) 慢性消化器疾患
- (13) 染色体または遺伝子に変化を伴う症候群
- (14) 皮膚疾患
- (15) 骨系統疾患
- (16) 脈管系疾患

■内 容

申請して都で認定されると小児慢性疾患医療受給者証が交付され、疾病の治療にかかった医療費等の一部を助成します。

■手続きに必要なもの

加入している健康保険によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

3 保育について

●●保育園—市

保護者の就労・疾病・求職等によって家庭で保育ができない児童が対象です。

◆問い合わせ◆ 子育て支援課保育・幼稚園係 電話 042-555-1111 内線 232~234

●●認定こども園

幼児教育と保育の両方の機能を提供するとともに、地域における子育て支援を行う施設です。保育部分の利用の対象となるのは保護者の就労・疾病・求職等によって家庭で保育ができない児童です。

◆問い合わせ◆ 子育て支援課保育・幼稚園係 電話 042-555-1111 内線 232~234

●●家庭的保育—市

保護者の就労・疾病・求職等により、家庭で保育ができない乳幼児（産休明け～2歳児）が対象です。家庭的保育者の居宅等で預かり、少人数を対象として保育を行います。

◆問い合わせ◆ 子育て支援課保育・幼稚園係 電話 042-555-1111 内線 232~234

●●一時預かり・定期利用保育・休日保育・ 病児・病後児保育・年末保育—市

■内 容

(1) 一時預かり事業

保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭など、一時的に保育が必要となる児童をお預かりする制度です。

(2) 定期利用保育事業

パートタイム勤務や短時間労働など、保育者のさまざまな事情に対応して、児童を継続的にお預かりする制度です。「保育の必要性の認定」が必要です。

(3) 休日保育

年末・年始を除く日曜日・祝日に、保護者の就労などのために家庭で保育ができない児童をお預かりする制度です。

(4) 病児・病後児保育

病氣中または病気の回復期にある児童を、集団保育が困難な期間お預かりする制度です。

(5) 年末保育

年末に、保護者の就労などのために家庭で保育ができない児童をお預かりする制度です。

◆問い合わせ◆ 子育て支援課保育・幼稚園係 電話 042-555-1111 内線 232~234

●●未就園児の定期的な預かり事業—市

子育て家庭における子育て力の向上や育児不安の軽減を目的に、保護者の就労等の有無に関わらず、幼稚園・保育園等で未就園児を定期的に預かります。

実施施設	連絡先	対象年齢
五ノ神幼稚園	042-554-6878	満2歳から
富士学院幼稚園	042-555-1241	満2歳から
チューリップ・こどものいえ（認証保育所）	042-554-5635	0歳から2歳

■保育時間・保育料

施設にお問い合わせください。

■利用方法

直接、施設に申し込んでください。1か月に4~8日の範囲で、2か月以上の予約をする必要があります。

●●認証保育所

東京都の認証を受けた保育施設です。

■保育時間・保育料

施設にお問い合わせください。

施設名	住所	連絡先
チューリップ・こどものいえ	五ノ神4-13-10 ワタヤビル1F	042-554-5635
どんぐりの家保育所	神明台3-3-12	042-579-1215

●●乳幼児ショートステイ—市

保護者の方の病氣・事故・冠婚葬祭・病氣看護・出張などの理由で一時的に保育ができなくなった場合に、原則として7日以内の期間でお子さんを保育する事業を行っています。

宿泊も可能です。

■対象年齢 生後57日～未就学児童

■実施施設 社会福祉法人 東京恵明学園

青梅市友田町2-714-1 電話0428-23-0241

■利用料

(基本保育時間 午前8時～午後7時)

一日の保育時間	11時間未満	3,000円
	11時間以上(宿泊を含む)	4,000円

※保育期間中に児童が疾病などにより特別な処遇を必要とした場合には実費相当額が別途必要になります。

※市民税非課税世帯および生活保護受給世帯の場合、利用料の減額措置がありますので、ご相談ください。

※施設内で感染症が発生した時は、予告なく受け入れ中止する場合があります。

※医療的ケアを必要とするお子さんや、特別な配慮(重度のアレルギーなど)を要するお子さんは、利用できない場合があります。

■利用方法

こども家庭センターに電話で予定の日時が利用可能か確認。確認後、ご利用の3日前までに利用申請書をこども家庭センターにて記入。利用決定後は事前に東京恵明学園に電話連絡し最終打ち合わせをしてください。利用料金は当日直接施設にて支払いになります。

◆受付の窓口◆ こども家庭センターこども家庭支援係

電話042-555-1111 内線671~674
(直通)042-578-2882

4 子育て相談・子育て支援

●●こども家庭センター事業一市

18歳未満のお子さんと家庭に関する相談に応じています。必要に応じて、各種情報の提供を行うほか、関係機関と連携をとりながら支援します。

また、市内3つの児童館では、子育て相談を行ったり、子育てに関する情報交換を行う「おしゃべり場」を開催しています。お気軽にご利用ください。

■こども家庭センター 相談窓口

- (1) 相談日 午前8時30分～午後5時(月～金曜日 ※土日祝・年末年始はお休み)
- (2) 相談方法 おもに電話や面接でお受けしています。

■児童館 子育て相談日

※時間はいずれも、午前9時～正午です。

中央児童館	曜日については 各館にお問い合わせ ください。
西児童館	
東児童館	

◆受付の窓口◆ 子育て支援課学童クラブ・児童館係

電話 042-555-1111 内線 262～264

こども家庭センターこども家庭支援係

電話 042-555-1111 内線 671～674

(直通) 042-578-2882

●児童虐待相談

児童虐待は、早期に発見し、適切に対応することが重要です。

虐待を受けていると思われる子供を見つけた時や、自身が子育てで悩んだ時は、早めにご連絡ください。

■「子供の泣き声が聞こえる」など、虐待では?と思った時・・・

- ・こども家庭センター

電話 042-578-2882 月～金曜日の午前8時30分～午後5時

- ・立川児童相談所

電話 042-523-1321 月～金曜日の午前9時～午後5時

- ・児童相談所全国共通ダイヤル

電話 ^{いちはやく}189 通年24時間対応

■「目の前で暴力が振るわれている」など、緊急時・命の危険がある場合・・・

110番通報

※相談を受けた機関は、連絡した人の個人情報や連絡内容などを漏らすことはありません。連絡は匿名で行うことも可能です。

●●地域子育て支援センター事業—市

保育士が常駐する交流スペースを開放しています。お子さん連れで遊びながら、保護者同士情報交換ができたり、子育ての不安や悩みについて相談ののってもらうことができます。また、育児講座や保育園の季節の行事に参加することもできますので、お気軽にご利用ください。

■内 容

- (1) 実施施設 太陽の子保育園子育てひろば（五ノ神3-15-7）
羽村たつの子保育園子育てひろばたつの子（五ノ神2-6-20）
- (2) 開設時間 午前8時30分～午後5時（月～金曜日）
- (3) 事業内容 遊び場の提供・子育て相談・子育て講座・サークル活動等

◆受付の窓口◆	太陽の子保育園	電話 042-555-5780
	羽村たつの子保育園	電話 042-555-9080

●●地域の子育て支援事業—市

保育園で、保育士・看護師・栄養士・臨床心理士などに相談ができます。保育園や幼稚園などを利用していない方も、子育てに関する不安や悩みなどについて相談することができます。詳しい内容は各施設に問い合わせてください。

■内 容

- (1) 開設時間 午前（時間は各施設による）
- (2) 実施施設

相談日	相談場所	電話番号
月曜日	羽村しらうめ保育園	042-555-1019
火曜日	富士見第一保育園	042-554-6709
水曜日	さくら保育園	042-533-6204
木曜日	かやの実保育園	042-555-0458
木曜日	羽村まつの木保育園	042-554-5586
金曜日	チューリップ保育園	042-554-0102

●●学童クラブ—市

放課後などに保護者が仕事や病気などの事情で、家庭で十分な監護が受けられない小学1年生から3年生までの児童が対象です。（障害のある児童は、継続の場合のみ6年生まで。）

■内 容

開所時間は下校時から午後6時までです。ただし土曜日、学校長期休業日（春・夏・冬休み）

等の開所時間は午前8時から午後6時までです。

また、延長の希望がある場合は、午後7時まで開所します。(別途申請が必要です。)

■費用

育成料として月額4,000円、おやつ代として月額1,500円が必要です。

また、延長を希望する場合は、延長育成料として、月単位で利用する場合は月額1,500円、1回毎に利用する場合は1回につき200円が必要です。

■手続きに必要なもの

①入所申請書

②就労証明書(父親・母親、同居する祖父母等)

③就労証明書以外の要件確認のための書類(医師の診断書や身体障害者手帳等の写し)

※オンラインでのお手続きも可能です。

◆受付の窓口◆ 子育て支援課学童クラブ・児童館係 電話 042-555-1111

内線 262~264

●●ファミリー・サポート・センター事業—市

育児の援助を行いたい方(協力会員)と育児の援助を受けたい方(利用会員)が会員となり、相互に助け合いながら育児のサポートをする事業です。

■内容

- (1) 保育施設の開始時間前または終了後に児童を預かります。
- (2) 保育施設までの送迎を行います。
- (3) 学校の放課後、学童クラブ終了後に児童を預かります。
- (4) 社会活動参加や就職活動などの際、一時的に児童を預かります。
- (5) 通院や買い物など児童を連れての外出が困難なとき、一時的に児童を預かります。

■対象

6か月~12歳に達する以後の最初の3月31日まで(小学校6年生まで)の児童をもつ家庭(市内在住、在勤)

■その他

児童を預かる場合は、原則として協力会員(児童を預かる会員)の自宅で行います。また、児童の宿泊はできません。

■手続き

事前に登録の手続きをしてください。

■利用料

平日および土曜日	午前9時~午後5時	1時間あたり	700円
	上記以外	1時間あたり	850円
日曜日・祝日	終日	1時間あたり	850円

羽村市こども家庭センター（保健センター内）

妊娠・出産・子育ての時期の保護者の皆さんのさまざまな不安や心配事をお聞きして、一緒に考え、さまざまな関係部署・関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を行います。こども家庭センターの2係で運営しています。

*母子保健・相談係 電話 042-555-1111 内線 692～696

主に、妊娠・出産に関すること、子供の発達に関することなどの相談や事業を実施しています。

*こども家庭支援係 電話 042-555-1111 内線 671～674

(直通) 042-578-2882

こども家庭支援係の事業の詳細については、P.18をご参照ください。

5 派遣について

●●ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業—国・都・市

小学生（場合によっては中学生）以下の児童のいるひとり親家庭であって、次のいずれかに該当するため、家事または育児等の日常生活に支障をきたしている家庭にホームヘルパーを派遣します。

- (1) ひとり親家庭となってから2年以内
- (2) 技能習得のために職業能力開発センター等に通学している場合
- (3) 就職活動や母子・父子自立支援プログラムに基づいた活動を行う場合
- (4) 病気・出産・看護・事故・冠婚葬祭等、一時的に支援が必要な場合
- (5) 小学生以下のお子さんがあるひとり親家庭で、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合

■内 容

ホームヘルパー派遣対象となる事業内容

- ①食事の世話
- ②住居の掃除、整理整頓
- ③被服の洗濯、補修
- ④育児
- ⑤その他必要な用務

■条 件

派遣回数は、1日1回、月12回以内です。

時間は、午前7時から午後10時の間の2時間以上8時間以内です。

所得に応じて自己負担があります。

■手続きに必要なもの

事前にご相談いただき、実際に家庭訪問した後、該当になるご家庭に申請書をお渡しします。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係

電話 042-555-1111 内線 239

●●母子および父子福祉資金の貸付—都

都内に6か月以上お住まいの母子家庭の母または父子家庭の父等で、20歳未満のお子さんを扶養している方が対象です。

■資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金

■手続きに必要なもの

対象者によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係

電話 042-555-1111 内線 239

●●女性福祉資金の貸付—都

都内に6か月以上お住まいの配偶者がいない女性で、次のいずれかに該当する方が対象です。

- (1) 親・子・兄弟姉妹などを扶養している方（所得制限なし）
- (2) 年間所得が203万6千円以下で、かつて母子家庭の母として20歳未満の子を扶養したことのある方、または婚姻歴のある40歳以上の方

■資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金

■手続きに必要なもの

対象者によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係

電話 042-555-1111 内線 239

●●受験生チャレンジ支援貸付事業—市

一定所得以下の世帯の子供への支援を目的として、学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用について貸付を行います。

入学等した場合、返済が免除されます。(要申請)

■対象者

次のすべてに該当し、受付窓口において貸付要件に該当すると判断される方。

- ①世帯の生計中心者(20歳以上、原則として世帯主)であること
- ②父母等養育者の総収入金額または合計所得金額が一定基準以下であること
- ③預貯金等資産の保有額が600万円以下であること
- ④土地・建物を所有していないこと(現在住んでいる場所の土地・建物は除く)
- ⑤都内に引き続き1年以上在住(住民登録)していること
- ⑥生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の構成員でないこと

■内 容

【学習塾等受講料貸付金】

対 象	中学3年生／高校3年生およびそれに準ずるもの
貸付限度額	200,000円(上限)
貸付の範囲	対象となる学習塾等の費用
対象となる学習塾	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒または学生を対象とし、有償での学力の教授を直接または通信で行うもの ・一定期間以上運営を継続していること ・家庭教師は対象外

【受験料貸付金】

対 象	中学3年生／高校3年生およびそれに準ずるもの
貸付限度額	中学3年生とそれに準ずるもの 27,400円(上限) 高校3年生とそれに準ずるもの 120,000円(上限) ※1人の子供に対して、借入申込は1回のみ
対象となる学校	学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校、各種学校(同法第1条、第124条、第134条)等

- (1) 貸付利率 無利子
- (2) 据置期間 貸付を行った年度末の翌日から6か月以内
- (3) 返済期間 据置期間経過後5年以内
- (4) 償還免除 貸付対象となる学校へ入学した場合、申請をすることで返済が免除されます。免除申請書とともに、入学した高校・大学等の在学証明書等の提出が必要です。また、その他にも償還免除の適格要件に該当する場合、審査により返済が免除される場合がありますので、詳しくはお問合せください。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会 電話 042-554-0304

●●母子・父子自立支援プログラム策定事業

母子・父子自立支援プログラム策定員が個々の状況、ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所（ハローワーク）と連携を図り、就労による自立まできめ細やかに支援します。

■対象

ひとり親家庭の親および離婚前から当該事業による支援が必要な方

■内容

- ・仕事をした経験が少なく、履歴書の書き方や面接のノウハウなどがわからず、うまくいかず悩んでいる方
- ・資格や技術を身につけてスキルアップをしたいけれど、どこに相談していいかわからない方
- ・もっと働いて収入アップを目指したいのに、なかなか転職先が見つからない方

母子・父子自立支援員が、面接のうえ就業を支援します。面接は電話で予約してください。

※この事業でプログラム策定した方を対象に、住居の借りに必要な資金の貸付制度を羽村市社会福祉協議会にて実施しています。詳しくはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係

電話 042-555-1111 内線 239

●●母子家庭および父子家庭高等職業訓練促進給付金（国・市）

ひとり親家庭の親が、下記の資格を取得するために養成機関等で修業する場合に、生活費の負担軽減のために給付金を支給します。

■支給を受けることができる方

ひとり親家庭の親で、次のいずれにも該当する方

- ①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準の方
- ②就業または育児と修業の両立が困難であると認められた方
- ③過去に訓練促進給付金を受給していない方

■支給対象資格

看護師（准看護師）、保健師、助産師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士、理容師、美容師、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 等

■支給期間

養成機関等で修業する一定期間について給付金を支給

■支給額

- ・市民税非課税世帯 月額 100,000 円（最終年度月額 140,000 円）
- ・市民税課税世帯 月額 70,500 円（最終年度月額 110,500 円）

■申請方法

事前相談が必要です。入学予定の1か月前までに申し込んでください。詳しくは事前相談時にお知らせします。

■訓練修了支援給付金について

全課程修了後、訓練修了支援給付金の申請をしていただきます。

- ・市民税非課税世帯 50,000 円
- ・市民税課税世帯 25,000 円

※支給にあたっては審査を行います。審査の結果支給できない場合もあります。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係

電話 042-555-1111 内線 239

●●ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付—東京都社会福祉協議会

母子家庭および父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けるひとり親世帯の親に対し、養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得により世帯の自立の促進を図るため、養成機関への入学時と修了時に必要な資金を貸付けします。

■対象者

20歳未満の子供を養育しているひとり親世帯の親で、羽村市が実施する「母子家庭および父子家庭高等職業訓練促進給付金」の支給を受ける方

■内 容

【入学準備金】500,000 円以内

養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金、参考書、学用品、交通費等に充てる費用等

【就職準備金】200,000 円以内

就職にあたり必要な転居費用、被服費、通勤に要する費用等

■その他

- ①養成機関修了後、都内で就職し、取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合は、申請により返済が免除されます。
- ②貸付要件、連帯保証人、利子などの詳細についてはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会

電話 042-554-0304

●●母子家庭および父子家庭自立支援教育訓練給付金—国・市

ひとり親家庭の親が、就職に必要な資格や技能を取得するために、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講する場合、受講費用の一部を支給します。

■支給を受けることができる方

ひとり親家庭の親で、次のいずれにも該当する方

- ①自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている方
- ②当該講座が適職に就くために必要であると認められる方
- ③過去に訓練給付金を受給していない方

■支給対象講座

雇用保険制度における教育訓練給付の指定対象講座(厚生労働大臣指定の教育訓練制度をご覧ください。)

■支給額

対象者によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

■申請の方法

事前相談が必要になりますので、受講予定の1か月前までに申し込みください。事前相談時に申請の手続き等詳しくお知らせします。

※講座の指定や給付にあたっては審査をします。審査の結果給付できない場合もあります。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係

電話 042-555-1111 内線 239

●●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

—国・市

ひとり親家庭の経済的自立や生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親および児童の学び直しを支援し、より良い条件で就職できるよう、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受講する場合に、その費用の一部を支給します。

■支給を受けることができる方

ひとり親家庭の親および児童で、次のいずれにも該当する方

- ①最終学歴が中学校卒業の方
- ②高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方
- ③過去に高等学校卒業程度認定試験給付金を受給していない方

■支給額

対象者によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

■申請の方法

事前相談が必要になります。事前相談時に申請の手続き等詳しくお知らせします。

※講座の指定や給付にあたっては審査をします。審査の結果給付できない場合もあります。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係

電話 042-555-1111 内線 239

●●母子生活支援施設―国・都・市

何らかの事情により、子供の養育が困難な母子家庭のお母さんと18歳未満の子供が一緒に入所し、施設職員とともに自立を目指す施設です。

※羽村市には本施設がないため、他市にある施設を利用することになります。

■条 件

- ・所得に応じて自己負担があります。
- ・状況に応じて入所調整しますので、必ず入所できるとは限りません。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 239

●●都営交通の無料乗車券―都

児童扶養手当を受けている世帯員のうち、1人に限り対象となります。

■内 容

都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、東京都日暮里・舎人ライナー）の全区間の無料乗車券が発行されます。

■手続きに必要なもの

児童扶養手当証書

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174

●●JR 通勤定期乗車券の割引―国

児童扶養手当を受給している方または、その方と同一の世帯員で、通勤定期券を必要とする方が対象です。ただし、特定者資格証明書を交付された方に限ります。

特定者資格証明書と定期乗車券購入証明書をJRのみどりの窓口へお持ちください。

■内 容

普通定期運賃の3割引

■手続きに必要なもの

- ①特定者資格証明書の申請時 児童扶養手当証書、写真（最近6か月以内、上半身たて4cm×よこ3cm）

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話042-555-1111 内線235~237

●●廃棄物処理手数料の減免—市

児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯の方に、廃棄物処理手数料の免除制度があります。

<市指定収集袋（ごみ袋）の交付>

■受付期間

一斉受付…11月（詳しくは10月の広報はむらでお知らせします。）

随時受付…転入や申請を忘れてしまったなどの場合は、随時受付しています。

■交付枚数（一斉受付期間に申請した場合です。途中申請の場合は月割りの枚数となります。）

燃やせるごみ用 4人以下の世帯 中袋（20リットル袋）110枚

5人以上の世帯 大袋（40リットル袋）110枚

燃やせないごみ用 4人以下の世帯 中袋（20リットル袋）30枚

5人以上の世帯 大袋（40リットル袋）30枚

■手続きに必要なもの

児童扶養手当証書、特別児童扶養手当受給証明書

※代理の方が袋を受領する場合はこの他に代理の方の身分を証明するものが必要です。

<粗大ごみ等の廃棄物処理手数料の免除>

粗大ごみ等の廃棄物処理手数料を免除します。詳しくは、お問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 生活環境課生活環境係 電話042-555-1111 内線222・204・205